

株式の併合に係る事前開示書類(再変更)

(会社法第 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 9 に定める書面)

2021 年 6 月 30 日

昭光通商株式会社

2021年6月30日

株式の併合に係る事前開示事項

(会社法第182条の2第1項及び会社法施行規則第33条の9に定める事前開示書類)

東京都港区芝公園二丁目4番1号
昭光通商株式会社
代表取締役社長 稲泉 淳一

昭光通商株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社の株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)に関して2021年6月4日付及び2021年6月21日付で会社法第182条の2第1項及び会社法施行規則第33条の9に基づき本株式併合に係る事前開示書面(総称して、以下「本事前開示書面」といいます。)の開示を行いました。本事前開示書面の内容に変更が生じたので、会社法第182条の2第1項及び会社法施行規則第33条の9第3号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。なお、項目番号は本事前開示書面の項目番号と対応しており、変更箇所は下線で示しております。

記

2. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(3) 会社法第235条の規定により1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理(端数処理)の方法に関する事項

③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

当社は、本株式併合の結果生じる端数相当株式の代金を、公開買付者と当社の間で2021年4月22日に締結した金銭消費貸借基本契約書に基づく公開買付者からの借入れを原資として支払うことを予定しています。また、公開買付者は、当該代金の原資を当社に貸し付ける資金を、株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)、株式会社あおぞら銀行(以下「あおぞら銀行」といいます。)、及び三井住友信託銀行株式会社(以下「三井住友信託銀行」といいます。)から借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)を受けることによって賄うことを予定しているとのことです。

また、上記「①会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由」に記載のとおり、当社による端数相当株式の買取りに必要な分配可能額を確保するため、当社は本株式併合の効力発生以降、当該買取りの実施までに、会社法第 447 条第 1 項に基づき、当社の資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることを予定しております。

当社は、(a)公開買付者の本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された、アイ・シグマ事業支援ファンド 3 号が作成した出資証明書、みずほ銀行、あおぞら銀行及び三井住友信託銀行がそれぞれ作成した融資証明書及び公開買付者の預金残高証明書により、当該代金の原資を貸し付ける公開買付者の資力についても確認していること、(b)当社において上記の代金支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識されていないこと、(c)公開買付者によれば、上記の代金の原資の貸付けに支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識されていないとのことであること、並びに(d)上記の資本金の額の減少により、当社による端数相当株式の買取りに必要な分配可能額を確保することが可能であること等から、当社による端数相当株式の買取りに係る代金の支払いのための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

その後、当社は、公開買付者より、本銀行融資に係る権利義務の一部がみずほ銀行より株式会社りそな銀行、株式会社きらぼし銀行及び株式会社横浜銀行へ譲渡された(以下「本件譲渡」といいます。)旨の説明を受けておりますが、当社としては、当社による端数相当株式の買取りに係る代金の支払いのための資金を確保する方法が相当であることの判断について、本件譲渡は当該代金の原資の貸付けの実行に特段の影響を生じさせない旨の説明を公開買付者から受けていることから、本件譲渡による変更はございません。

以 上